

一般社団法人鉄ミネラル

定 款

定 款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人鉄ミネラルと称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を京都市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、鉄ミネラル技術の教授及び管理、鉄ミネラル技術の活用に関する指導・助言及び情報の提供、鉄ミネラル技術に関する事業を通じて、人々の健康改善、自然の再生、環境保全などに、鉄ミネラル技術が幅広く活用されることにより、市民生活の向上及び自然環境の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 鉄ミネラル技術の教授、管理
2. 鉄ミネラル技術の活用に関する指導、助言、コンサルティング
3. 鉄ミネラル技術の活用に関する調査・研究
4. 前各号の業務に関する、講演会、研修会、セミナーなどの開催
5. 前各号に付帯又は関連する一切の事業

第3章 社員

(法人の構成員)

第5条 この法人は、この法人の事業に賛同する個人又は団体であって、次条の規定によりこの法人の社員となった者をもって構成する。

(社員の資格取得)

第6条 この法人の社員になろうとする者は、別に定めるところにより申込みをし、代表理事の承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員になった時及び毎月、社員は、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退社)

第8条 社員は、別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

(除名)

第9条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。

- 一 この定款その他の規則に違反したとき。
- 二 この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 三 その他除名すべき正当な事由があるとき。

(社員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- 一 第7条の支払義務を半年以上履行しなかったとき。
- 二 総社員が同意したとき。
- 三 当該社員が死亡し、又は解散したとき。

第4章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、全ての社員をもって構成する。

(社員総会の決議事項)

第12条 社員総会は、当法人の組織、運営、管理その他当法人に関する一切の事項について決議をすることができる。

(開催)

第13条 定時社員総会は、毎事業年度末日の翌日から2か月以内に年1回開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。

2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議決権)

第16条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- 一 社員の除名
- 二 定款の変更
- 三 解散
- 四 その他法令で定められた事項

(社員総会議事録)

第18条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

第5章 役員

(役員の設定)

第19条 この法人に、理事1名以上を置く。

(役員を選任)

第20条 理事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事は、社員総会の決議によって選定する。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

(役員任期)

第22条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 補欠又は増員により選任した理事の任期は、前任者又はその選任時に在任する理事の任期の満了すべき時までとする。

(役員解任)

第23条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第24条 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価としてこの法人から受け取る財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第6章 資産及び会計

(事業年度)

第25条 この法人の事業年度は、毎年10月1日に始まり翌年9月30日に終わる。

(事業報告及び決算)

第26条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号及び第3号の書類については承認を受けなければならない。

- 一 事業報告
- 二 貸借対照表
- 三 損益計算書（正味財産増減計算書）

2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、定款及び社員名簿を

主たる事務所及び従たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の不分配)

第27条 この法人は、剰余金の分配を行わない。

(残余財産の帰属)

第28条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第30条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第31条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公告方法)

第32条 この法人の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告ができない場合は、官報に掲載して行う。

第8章 附則

(最初の事業年度)

第33条 この法人の最初の事業年度は、当法人の設立の日から令和2年9月30日までとする。

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第34条 この法人の設立時社員の氏名又は名称及び住所は、以下のとおりとする。

滋賀県大津市下阪本一丁目47番12号設立時社員 野中 鉄也

京都市右京区西院西今田町12番地16 設立時社員 高橋 好美